

や人格がそれを可能にするであろう場合である。これまでの経験はいくらか希望をもつことを許してくれるようである。ハンノーバー市では社会復帰の努力がなされてから舞い戻りのケースは70パーセントであったものが30パーセントまで小さくなった。もしこの結果を信じてよいとすれば、適当な法的な規則が設けられた暁には舞い戻りのケースは半分以

下に押えられると信じて良いであろう。そうなればただ犯罪者のためにだけでなく社会全体にとっても非常に有益なことではないだろうか。

Deutscher Sozialbericht, No. 6, 1970, SS. 3~12.

(春見静子 上智大)

したがって女子よりも男子移民の黒人の数が多い。この結果の一つとして、ブラッドフォードには、正式の婚姻によるものおよび婚姻外によって生れた黒人と白人の混血児の数が多い。これらの黒人、白人、混血の児童の各グループの間に、児童部のサービスの利用状況の違いがあるであろうか。これらのグループはそれぞれ異なった問題を持つのではないか。また保護を受ける年齢や期間、そしてその収容保護にも異なる方法を必要とするのではないか、ということを確認しようと試みたのである。データは1966年3月31日から1969年3月31日までの3か年間のブラッドフォード児童部の記録から集められ、1966年の国勢調査、法務省の統計等を含む種々の資料が基礎的情報として用いられた。

白人と黒人の児童福祉

(イギリス)



ブラッドフォードはよく知られているように、かなり多数の移民による黒人人口を有している。これらの人々は、インド人、パキスタン人、西インド諸島および西アフリカの黒人その他である。文化的その他の理由から、男子移民の多数は独身かまたは結婚していても配偶者を連れて来ていない。独身の黒人女

子が移民の目的で英国へ来ることは珍しく、

混血児童は他の二つのグループにくらべ

1966年より1969年に至る3年間に児童部で保護措置された児童数の

児童1,000人当りの比率

保護をうけた年齢	白人児童	黒人児童	混血児童
5才以下	7.233	6.538	77.949
5才～15才	4.861	2.417	18.788
0才～15才	6.075	4.461	52.22

て、保護を受ける率が非常に高く、特に5歳以下の児童において著しい。また白人および黒人の児童においては、5歳以下では大体同じ率であるが、5歳以上の白人児童の率は黒人の約2倍となっている。

遺棄および喪失は、黒人の児童にはなく、混血児童の比率は白人のほとんど2倍であり、母親による遺棄も黒人の場合は他の2グループにくらべて極めて率が低い。しかし母親の出産や両親、保護者の短期療養による短期の収容保護は黒人の児童に利用されている主だったサービスであることが示されている。さらに結核の接触伝染のための収容保護は他のグループにくらべて黒人児童の率は高い。婚姻外の出生のため母親が子供に家庭を与えられないために保護をうけるというものは黒人にはいない。この理由によるものは、混血児童よりも白人の方がやや率が高いが、双方のグループにおける母親は白人であることを心にとめるべきであろう。しかしブラッドフォードにおける率は全国平均よりはるかに低い。立ちのき命令による無住宅による保護が白人に多いのは、公営住宅における白人

3年間（1966～1969年）におけるブラッドフォ

保 護 の 理 由	白 人 児 童 (1,300名)
両親または保護者がいない	0.15%
遺棄または喪失	5.08
母親の死亡	1.85
母親による遺棄	11.08
母親の病気および出産	10.23
両親あるいは保護者の短期療養	38.69
両親あるいは保護者の長期療養	2.69
結核接触伝染	0.08
婚姻外出生により母親が家庭をもてない	0.85
両親または保護者の服役	4.38
立ちのき命令による無住宅	1.46
立ちのき命令以名による無住宅	1.31
好ましからざる住宅状況	2.92
適性者監督命令により委託された保護 (觸法および非觸法ともに)	16.61
そ の 他	2.62

ード児童部の保護措置の理由のグループ別比較

黒人児童 (116名)	混血児童 (188名)	全国平均
% 0.00	% 0.00	% 0.54
0.00	9.57	0.95
1.72	4.26	1.64
2.59	15.96	10.17
17.24	13.30	18.47
58.62	29.26	33.17
0.86	1.06	3.49
3.45	0.00	0.07
0.00	0.53	6.19
4.31	0.53	1.49
0.00	0.53	1.87
0.00	0.53	2.02
1.72	1.60	4.67
3.45	18.08	8.94
6.03	4.79	8.82

の割合の大きいことにもよるであろう。

さらに保護を受ける年齢は各グループとも5歳以下が多いが、混血児童の場合、ほとんどが5歳以下であり、他のグループの2倍近い。保護の期間は黒人の家庭は極めて短期間であり、10年までは白人と混血の児童の割合はほぼ同じであるが、10年以上は混血児童の割合が多くなっている。混血児童の場合保護をうける率が多いばかりでなく、年少児童の保護率が高く、長期間にわたり保護をうける傾向にあり、帰るべき家庭もおそらく少いであろう。黒人児童の場合、前述のように親の短期療養とか出産のためが大きな割合を占め、遺棄、放棄、婚姻外出生、無住宅などはほとんど問題でない。親あるいは保護者の服役の率は白人児童のグループと同じであるが、裁判所からの委託によるものは他のグループにくらべて大変低い。これらの理由は、ブラッドフォードの黒人がサービスの利用について知らないようにも思えるが、また当地の黒人家族は、他の先住者である白人の家族や混血の家族よりも安定しており、家庭内の変動への対処に自分達自身の有する

資源に頼ることができるからであろうか。

ブラッドフォードにおける適任者監督命令による委託児童の数字が全国平均の2倍であることは、さらにデータの収集と分析により究明するべきであろう。またブラッドフォード児童部の児童の保護の扱いについては、三つのグループにたいし何等の差別なく、極めて適切におこなわれたことが数字によって示された。

今回の研究は多くの重要な問題を提出したが、最も気がかりなことは、いかにして幼い混血児童の驚くべき高い率の収容保護を防ぐかということであろう。これはひとり児童部の問題でなく、家族計画サービス、保健部、移民計画、教育部の問題であり、実にこれら児童がどんな大きな危険をはらんだグループを形成するかを認識する必要のあるすべてのソーシャル・サービスの問題である。

Social Work, The British Quarterly Journal, Vol. 27, No. 3, July 1970. "Colour" As a Variable in the Use Made of a Local Authority Child Care Department, by Robert Foren, Lecturer in Applied Social

Studies, University of Bradford, and I. D. Batta, Child Care Officer, Bradford

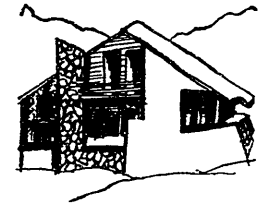
Children's Department より抄訳

(山内匡子 国際社会福祉協議会日本国委員会)

環境保健対策の計画化

世界保健機関専門委員会報告

(WHO)



去る1969年6月3日から1週間、ジュネーブでひらかれた「国の環境保健対策の計画化組織化」に関する委員会の報告書が、世界保健機関から出版された。委員会の議長は、米国の W. E. Gilberson 氏で、10人のメンバーで委員会を構成した。日本からは前厚生省公害課長橋本道夫氏が参加した。報告書は56頁のものであるが以下その概要を記す。

環境保健活動のタイプと課題

この活動は、その国の発展段階によってもちがう。次の三つのタイプがある。①健康障害の発生そのものの防止、②すでに発生したものを病気につながらないようにする、③健

康な環境の創造（住居・レクリエーション施設等）。

先進国では、大気汚染、住環境、自動車災害、都市過密化による精神的緊張などが課題としてある。開発途上国では、まず上水道の確保といった基礎的な事業をしなければならない（WHO 75カ国調査—住民の70%余が飲料不適の水を利用）。

環境保健の範囲

上下水道、廃棄物処理、人間排泄物による土地（水、海）汚染の防止、食品衛生、大気汚染、放射能管理、産業衛生、騒音、住衛生、都市（地域）計画、災害予防、レクリエ